
第1条 (入会)

1. 本クラブへの入会は、入会申込書の提出および入会金・スポーツ保険料（該当年度分）・月会費（入会時のみ当月分および翌月分の2か月分）の支払いをもって、正式入会とする。
2. 入会申込書を提出していても、入会金・月会費・スポーツ保険料の入金が確認できない場合は、活動に参加することはできない。
3. 月会費は、原則として前月末までに入金するものとする。
4. 本クラブの活動期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、退会の申し出がない限り自動的に継続更新される。更新時には、スポーツ保険の年間費用を同時に徴収する。
5. 入会登録の有効期限は、入会申込書記載日から当該年度末までとする。
6. 本クラブ入会時には、必ずスポーツ保険に加入するものとし、その手続きは本クラブが一括して行う。

第2条 (活動時間・活動場所)

1. 活動時間および活動場所は、以下のとおりとする。
2. 会員は、各家庭の他の活動（習い事・塾等）に応じて、週1回から週4回まで練習に参加することができる。
3. 大会・対外試合等により休日の活動が続いた場合、運営上の都合を考慮し、練習日に振替休日を設けることがある。この場合、月会費の返金は行わない。

活動場所

- 毎週月曜日・火曜日：龍野東中学校 体育館
- 毎週木曜日・金曜日：龍野西中学校 体育館
- 毎週水曜日・土曜日：揖保川中学校 体育館

活動時間

- 19:00～21:10
- ※大会・対外試合時は変更となる場合がある。
※毎月の練習予定はホームページに掲載する。

第3条 (施設内および練習中のマナー)

1. 生徒は、大会・練習施設の屋内外を問わず、運営スタッフ・大会スタッフ・保護者・他チーム保護者と対面した際には、必ず挨拶をすること。
2. 楽しむことを前提としつつも、コーチ・スタッフの話をよく聞き、返事をし、真剣に試合および練習に取り組むこと。
3. 使用施設の管理者に感謝の意を示し、チーム全体で練習後の清掃および片付けを行うこと。

4. 生徒の練習態度または生活態度が著しく不適切であるとコーチ・スタッフが判断した場合、一時的に大会または練習への参加をお断りすることがある。
-

第4条（休会）

1. 病気やケガ等やむを得ない理由により、1か月以上活動を休む場合は、休会とすることができる。
 2. 休会期間中の月会費は不要とする。
 3. 休会を希望する場合は、休会開始月の前月末までに本クラブ責任者へ申し出ること。
 4. 休会期間が12か月を超えた場合は退会扱いとし、再入会時には入会金が必要となる。
-

第5条（練習中止および返金対応）

以下の事由により練習が中止となった場合は、振替練習または返金対応を行う。

1. 災害・感染症による外出自粛、台風等の天災により、本クラブ代表者が開催困難と判断した場合。
2. 施設の工事等により、やむを得ず会場が使用できない場合。
3. その他、クラブ側の都合により、通知どおりの練習が実施できない場合（大会等による振替休日は含まない）。

※会員都合による欠席については、振替練習および返金は行わない。

第6条（再入会）

1. 退会后12か月以内に再入会する場合、入会金は不要とする。
-

第7条（退会）

1. 退会を希望する場合は、退会希望月の1か月前までに退会届を提出するものとする（退会は月末締め）。
 2. 入会期間の長短にかかわらず、入会金の返金を行わない。
 3. 退会月の月会費は、会員保護者への口座振込または現金にて返金する。
 4. 退会后12か月を超えた場合、再入会時には入会金が必要となる。
-

第8条（負傷時の対応）

1. 練習中に負傷者が発生した場合は、本クラブ責任者またはコーチ・スタッフが応急処置を行い、速やかに保護者へ連絡する。
 2. 緊急を要すると判断した場合は、本クラブ責任者またはスタッフが救急車を手配する。
 3. 練習中の負傷や事故については、スポーツ保険の適用範囲内で対応し、本クラブはそれ以外の責任を負わない。
-

第9条（送迎および見学）

1. 大会・練習施設外での事故、または移動中の負傷等について、本クラブは一切の責任を負わない。
 2. 保護者および関係者が大会・練習を見学する際は、小さなお子様の監督責任は保護者にあるものとし、コート内には入らず、大会・練習の妨げにならないよう配慮すること。
 3. 施設内および施設駐車場内での車内喫煙は禁止とする。
 4. 大会規約（保護者の駐車禁止等）を遵守し、大会運営の妨げとならないようにすること。
-

第10条（感染症予防）

1. 家族がインフルエンザ等の感染症に罹患した場合は、他の会員への配慮として、本人に1～2日間発熱等の症状がないことを確認したうえで、チーム代表者へ連絡し、練習に参加するものとする。
 2. 本人が通学している学校等で学年閉鎖または学級閉鎖が行われた場合も、同様に1～2日間発熱等の症状がないことを確認したうえで、チーム代表者へ連絡し、練習に参加するものとする。
-

第11条（個人情報の取り扱い）

1. 本クラブは、会員の個人情報を関係法令に従い、適切に取り扱うものとする。
 2. 会員の入会申込書は、退会后12か月を経過した時点で、本クラブ責任者が破棄する。
 3. 本クラブの広報活動の一環として、練習風景等の写真や動画を使用する場合がある。
-

第12条（規約の改定）

1. 本規約は、会員および保護者の事前承諾を得ることなく改定されることがある。会員および保護者は、これに同意するものとする。
 2. 規約改定後は、会員および保護者へ速やかに開示する。
-

以上